

自治体政策からプルサーマルを考える

## 佐賀県への提言

2005年12月17日

飯田 哲也

NPO法人 環境エネルギー政策研究所 所長

高木仁三郎市民科学基金 代表理事

## なぜ佐賀県への提言か(1)

- **原子力発電および核燃料サイクルに関するICRCの基本的見解**
  - 日本は軽水炉利用における再処理路線を放棄すべき
  - 既に抽出されたプルトニウムの処理方法は、結論を急がず、プルサーマルと「不動化」(イモビライゼーション)の2つの選択肢について比較検討を進めるべき
  - 六ヶ所再処理工場の試験を無期凍結
  - 政府が従来政策の妥当性の再検討を進めること
  - 再処理技術の維持が高速炉開発による将来のエネルギー資源の飛躍的増大をもたらすという主張は現実的ではない
  - ただし、ICRCは既設の商業用原子炉施設の早期廃止を必ずしも共通認識とはしていない
- **核燃料サイクルバックエンド政策転換の必要性**
  - 「公共利益」(国民及び国際社会の利益)の観点からの分析・評価
    - 吉岡報告参照

## なぜ佐賀県への提言か(2)

- 関係者のもたれあいと相互牽制による現状維持を打開するために
  - 政府にとっての利害得失
    - 本来なら、政府にとっての不利益は、公共利益の観点からの不利益と同一
    - 政府の中のエネルギー・原子力行政組織(原子力委員会、資源エネルギー庁等)にとっては、異なる価値判断
      - 短期的には、リストラ・権限縮小リスク
      - 長期的には、再処理事業破綻によるより大きなリスク
  - 電気事業者にとっての利害得失
    - 短中期的には、事業方針転換にともなう利害関係者との合意再形成の政治リスク
    - 長期的には、大きな経営リスク
  - 地方自治体のリスク
    - 再処理工場を立地する地方自治体にとっては本質的に迷惑施設
    - 短期的には協力金・交付金、固定資産税の多額の収入、中・長期的にも、地域の雇用等における一定のメリットがあるが、それは上記のデメリットを打ち消すほどのものではない
    - 再処理事業の凍結又は中止に伴う短期的メリットの喪失については、政府により必要十分な補償が行われるべきもの

## 佐賀県に期待される役割

- **政策転換を促すイニシアティブを唯一取れる存在**
  - 政府は方針転換を行うことを最も苦手とする組織
  - 電気事業者は、政府の強い束縛のもとで、政府の意に反する行動はとりづらい立場
- **地方自治体は、地方分権改革により、法律に規定された事柄を除き、政府と対等の関係**
  - 「国策」でも、法律がない限り、地方自治体が協力する必要はない
  - 核燃料サイクル政策は、原子力政策大綱のなかでも地方自治体への期待を述べた箇所はなく、一般論として密接な連携や相互理解を期待するとの記述があるのみ
- **国民をはじめとする全ての者の長期的な利益実現のために、意義のある地方自治体によるイニシアチブ**
- **佐賀県は、図らずも九州電力が、四国電力とならんでプルサーマル事業のフロントランナーを務めることとなった原発立地県**

## 佐賀県への提言項目

- 提言1：県独自の核燃料サイクル調査研究の推進
- 提言2：国に対する説明責任の要請
- 提言3：国に対する核燃料サイクル政策見直しの要請
- 提言4：九州電力に対する説明責任の要請
- 提言5：九州電力に対するプルサーマル実施受入れの無期限保留
- 提言6：九州電力に対する使用済核燃料貯蔵に関する対応方針

## 提言1: 県独自の核燃料サイクル調査研究の推進

### 【提言内容】

- 佐賀県は、核燃料再処理を含む核燃料サイクルバックエンドに関する政策・事業のあり方について、安全性のみに対象を限定せず幅広い観点から独自の調査研究を、多様な立場の専門家、民間NGO、他の地方自治体関係者等の意見を、幅広く聞きながら進めるべきである。
- それを担う組織が、今後の当該問題に関する、政府および電気事業者との協議・交渉に必要な知識・情報を提供する常設の調査研究組織となる。

### 【理由】

- 独自の本格的な検討をしていない限り、「総合的」に諾否の判断を下すのは困難。佐賀県独自の相当期間にわたる調査研究が必要。
- 「福島県エネルギー政策検討会」という優れた先行モデル
- 福島県の原子力政策大綱に対するパブリックコメント(05年8月25日)「核燃料サイクル政策については、(中略)いまだ十分な議論がなされていない。再処理及び直接処分それぞれが持つ長所、短所を客観的に明らかにするとともに、国民的議論を経て、今後のあり方を決めるべきである。」と指摘

## 提言2：国に対する説明責任の要請

### • 【提言内容】

- 佐賀県は、国(原子力委員会、資源エネルギー庁等)に対して、再処理・プルサーマル路線(再処理により資源を回収しプルサーマルでエネルギーを取り出す路線)の必要性についての従来の説明を撤回し、その利害得失についての再評価を行うことにより、説明責任を果たすことを要請すべきである。

### • 【理由】

- 国の従来の説明は、リアリティなし
  - 国: 主目的をウラン資源節約による核燃料の安定供給性の向上  
ウラン資源の需給逼迫という事態が、遠くない将来に生ずる兆候は認め難い。
  - 国: プルサーマルによる1割程度のウラン節約にともなう安定供給上の効果  
他の手段(たとえばウラン備蓄の強化)によって、より安価に達成される
  - 国: 高速増殖炉サイクル確立へのステップとして、再処理・プルサーマル事業の実績の蓄積が重要  
高速増殖炉サイクルの実用化の見通しは、世界的に存在しない。それが将来実用化されると見込んで現在の事業を進めるのは賢明ではない。
- 国はプルサーマルの目的が、余剰プルトニウムの処分であることを明確に示すべきである。
- 自治体は、国の「子供だまし」の説明を撤回させるべき

## 提言3：国に対する核燃料サイクル政策見直しの要請

### • 【提言内容】

- 佐賀県は、政府関係機関の説明責任が十分に果たされていないと判断される場合には、再処理・プルサーマル推進政策の見直しを要請すべきである。
- そのさい、政策の見直しにともなう地方自治体の損失については、政府が必要十分な保証をするよう、要請すべきである。

### • 【理由】

- 「国策」への協力は、地方自治体にとって重大な損失を招く可能性
  - 核燃料サイクル政策はその好例
- それゆえ地方自治体は住民の利益を守る立場から、「国策」の妥当性についてみずからの調査研究や見直しを要請すべき。
- 政策見直しの場合、国は、謝罪と地方自治体の損害への補償



## 提言4：九州電力に対する説明責任の要請

### • 【提言内容】

- 佐賀県は、九州電力に対して、再処理・プルサーマル路線を進めることの会社経営にとっての必要性についての、国の説明に準拠した従来の説明を撤回し、その会社経営にとっての利害得失についての再評価を行うことにより、説明責任を果たすことを要請すべきである。

### • 【理由】

- 政府と同じ九州電力の説明にも、当然、リアリティがない
- 電力会社の事業実施の理由は、会社経営の観点から説明されるべき
  - プルサーマルの効果がその費用を総合的に上回るものであることを立証する必要がある
- 佐賀県は九州電力に対し、再処理・プルサーマル路線を進めることの会社経営にとっての利害得失についての再評価を要請すべき

## 提言5：九州電力に対するプルサーマル実施受け入れの無期限保留

### • 【提言内容】

- 佐賀県は、玄海3号機でのプルサーマル実施について、九州電力の実施受け入れ要請を、無期限に保留し、独自の調査研究とそれを踏まえた政府との協議・交渉の進展をまって、九州電力に諾否の回答をすべきである。

### • 【理由】

- 再処理推進による悪影響
  - 再処理事業の失敗・破綻による電気事業者の経営危機
  - 六ヶ所再処理工場のアクティブ試験および本格稼働に向けた「アリバイ工作」としてのプルサーマル  
再処理事業推進の是非を再検討するきっかけ
- 「譲歩のドミノ」のもたらす悪影響
  - 核燃料サイクルバックエンド事業の不調により、追加要請が原発立地自治体に、次々と舞い込むようになった。今後ともこの傾向は続くことが予想される。「譲歩」を続けたのでは、無理難題をさらに押しつけられるときが来るかもしれない。
  - 「プルサーマルは、次のプルサーマルを呼ぶ」
    - (a) プルサーマル実施は六ヶ所再処理工場稼働の口実
    - (b) プルサーマルが集中する恐れ
    - (c) 佐賀県がプルサーマル実施の口火を切ること

## 提言6：九州電力に対する使用済核燃料貯蔵に関する対応方針

### • 【提言内容】

- 佐賀県は、使用済核燃料の貯蔵能力拡大について九州電力が要請してきた場合、核燃料サイクルバックエンド事業全体のなかでの、その位置づけについて意思確認を行い、それが再処理・プルサーマル事業の推進を前提とした計画である場合には、受諾を保留すべきである。
- ただしそうでない場合には、九州電力が県の核燃料サイクルバックエンド調査研究に全面的な支援(情報提供等)を行うことを条件に、緊急避難的な受諾の可否について検討してもよい。

### • 【理由】

- 使用済核燃料の貯蔵能力拡大を取引材料に活用して、電気事業者に再処理・プルサーマル推進路線の見直しを促すことは合理的
- 原発立地自治体が積極的に貯蔵能力拡大を認めることは、ICRCの描く最も望ましい当面の解決策(オンサイト乾式貯蔵)に一步近づくが、交換条件なしで貯蔵能力拡大を認めることは、明らかに不利益な選択＝「譲歩は次の譲歩を誘う」となる。